

議案参考資料

[令和7年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

建築指導課 建築審査係

議案名

議案第 11 号 桐生市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
関係手数料条例案

趣旨・目的

桐生市手数料条例に規定する手数料のうち、建築指導課が事務を所管する手数料部分を分割し、事務を規定する法律ごとに新規の手数料条例とするとともに、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」(以下「建築物省エネ法」という。)の一部改正に伴う改正内容を規定に反映させるものです。

概要

1 建築指導課が事務を所管する手数料部分の分割について

議案第 10 号と同様、桐生市手数料条例別表第 3「建築等に関する手数料」及び別表第 2「開発許可等に関する手数料」について、桐生市手数料条例から分割し、新規の手数料条例とするものです。

2 建築物省エネ法の一部改正に伴う改正内容の反映について

- (1) 住宅や小規模建築物(床面積 300 m²未満)の省エネ基準への適合義務化により、新たに省エネ基準適合性判定にかかる手数料を追加
- (2) 住宅におけるエネルギー消費性能基準の評価方法の追加(「仕様・計算併用法」)に伴い、当該評価方法に対応する判定等手数料を追加
- (3) 共同住宅の省エネ性能向上計画認定にかかる手数料の算定方式について、手数料額が審査手間に即するように、「戸数方式」から実態に合った「床面積方式」に変更
- (4) 計画変更や軽微変更の場合、手数料額が審査手間に即するように、手数料を現行額の半額に変更
- (5) 法改正により廃止される省エネ基準適合認定・表示制度に係る手数料を廃止

(施行期日：令和7年4月1日)

背景・経過

- ・手数料を定める規定の分割について

桐生市で徴収する手数料については、一部を除き原則として「桐生市手数料条例」において一括で規定しておりますが、近年、2050年カーボンニュー

トラルの実現に向けた頻繁な法改正等により複雑な表現になっていることから、わかりやすい形式とするため、現行の手数料条例から分割し、新規に手数料条例(建築等に関する手数料条例 4 本、開発許可等に関する手数料条例 3 本)を制定するものです。

- ・建築物省エネ法の一部改正に伴う改正内容の反映について

環境配慮へのニーズの高まりを背景として建築物省エネ法が改正され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されるため、法改正の内容を本条例に反映させるものです。